

令和2年度 第4回定例庁議 次第

日時：令和2年7月8日（水）午後1時15分～

場所：本館3階302会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 災害時の避難所開設マニュアル及び職員対応マニュアル（水害編）について
（総務部）

(2) 令和2年度笛吹市総合防災訓練について（総務部）

4 その他

(1) 定例庁議予定日 8月6日（木）午後1時15分～ 本館3階302会議室

5 閉会

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 2 年 7 月 8 日提出	
件 名	令和 2 年度笛吹市総合防災訓練 について	部局名	総務部
概要	訓練日時 令和 2 年 8 月 30 日（日）午前 8 時 30 分～12 時 15 分まで ※雨天実施 ※警報発令及び災害が予想される場合は中止とする。 （午前 6 時に決定） ※中止の場合は、防災無線と職員非常参集メールで通知。 市の体制 本庁→災害対策本部 支所→現地活動拠点支部 訓練参加者 災害対策本部の本部員、連絡員、班長、統括局員、各班員、 避難所管理職員、支部職員（全職員が訓練に参加する。）		
経過	初動期における市の災害対応は、被害情報の収集、伝達、共有と、集めた情報に優先順位を付け対応することが重要である。 そのため、令和 2 年度の職員防災訓練は、統合型 GIS を用いた情報の収集、整理、共有のための操作確認と初動期の優先度の高い災害対応業務の訓練を職員が参加し実施する。		
問題・課題	1 災害発生時における初動期の体制構築と、各所属等で対応すべき事項について確認する必要がある。 2 発災時、現場などから報告される情報の収集、伝達、共有の方法の確認を行う必要がある。 3 災害種別ごとに指定避難所が異なる行政区があることについて、職員にも周知し、理解してもらう必要がある。 4 指定避難所の開設に当たり新型コロナウイルス感染防止対策を考慮した開設方法について、避難所職員に確認してもらう必要がある。		
対応策	1 災害時職員対応マニュアル、笛吹市業務継続計画に基づき、各所属等において災害時の初動対応について確認する。 2 統合型 GIS を活用し、災害現場からの報告、統括局での情報収集、整理、共有の方法について確認を行う。 3 災害種別ごとの指定避難所の開設方法について、避難所職員に説明し、開設に備える。 4 避難所職員を対象に、新型コロナウイルス感染防止対策を考慮した指定避難所開設訓練を実施し、開設方法の確認をする。		
協議結果	【報告事項確認了】		

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 2 年 7 月 8 日提出	
件 名	令和 2 年度笛吹市総合防災訓練 について	部局名	総務部
概要	訓練日時 令和 2 年 8 月 30 日（日）午前 8 時 30 分～12 時 15 分まで ※雨天実施 ※警報発令及び災害が予想される場合は中止とする。 （午前 6 時に決定） ※中止の場合は、防災無線と職員非常参集メールで通知。 市の体制 本庁→災害対策本部 支所→現地活動拠点支部 訓練参加者 災害対策本部の本部員、連絡員、班長、統括局員、各班員、 避難所管理職員、支部職員（全職員が訓練に参加する。）		
経過	初動期における市の災害対応は、被害情報の収集、伝達、共有と、集めた情報に優先順位を付け対応することが重要である。 そのため、令和 2 年度の職員防災訓練は、統合型 GIS を用いた情報の収集、整理、共有のための操作確認と初動期の優先度の高い災害対応業務の訓練を職員が参加し実施する。		
問題・課題	1 災害発生時における初動期の体制構築と、各所属等で対応すべき事項について確認する必要がある。 2 発災時、現場などから報告される情報の収集、伝達、共有の方法の確認を行う必要がある。 3 災害種別ごとに指定避難所が異なる行政区があることについて、職員にも周知し、理解してもらう必要がある。 4 指定避難所の開設に当たり新型コロナウイルス感染防止対策を考慮した開設方法について、避難所職員に確認してもらう必要がある。		
対応策	1 災害時職員対応マニュアル、笛吹市業務継続計画に基づき、各所属等において災害時の初動対応について確認する。 2 統合型 GIS を活用し、災害現場からの報告、統括局での情報収集、整理、共有の方法について確認を行う。 3 災害種別ごとの指定避難所の開設方法について、避難所職員に説明し、開設に備える。 4 避難所職員を対象に、新型コロナウイルス感染防止対策を考慮した指定避難所開設訓練を実施し、開設方法の確認をする。		
協議結果	【報告事項確認了】		

令和2年度笛吹市総合防災訓練実施要項

1 訓練目的

今後30年以内に70%～80%の確率で発生が予測されている南海トラフ地震を想定し、大規模な地震災害が発生した際に、市民、行政区（自主防災組織）、消防団員、市職員等が、それぞれ発災直後に行うべき行動を確認することで、自助・共助・公助、それぞれの防災（減災）意識の向上、防災力の向上を目的とする。

また、現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、今年度は一時避難場所への市民の参集は行わず、できるだけ三密を避けた総合防災訓練とする。各訓練は、例年に比して他団体との広がりや失う反面、個々の内容について掘り下げ、発災直後に行うべき行動に対する理解向上を目的とする。

2 訓練日時

令和2年8月30日（日） 午前8時30分～12時00分（雨天決行）

※午前8時30分に防災行政無線で訓練開始放送（サイレン放送）を行う。

※原則として雨天決行とするが、災害が発生した場合及び台風接近等で災害が発生する恐れがある場合は中止とし、防災行政無線でその旨放送する。

3 訓練想定

8月30日（日）午前8時30分頃、南海トラフ沿いを震源とするマグニチュード7.0の大規模地震が発生。笛吹市では震度6弱を記録するなど、山梨県内でも甚大な被害が発生した想定で訓練を行う。

なお、本訓練参加の市民、行政区役員、消防団員は、休日の朝に自宅で被災したことを想定する。

市職員等は、平日朝の就業時間が始まった状態での被災を想定する。

4 訓練内容

(1) 市民（詳細別紙1）

ア 訓練場所

各家庭

イ 訓練内容

(ア) 地震発生直後の安全確保行動訓練

シェイクアウトと呼ばれる、安全確保行動を確認する。

(イ) 災害時の避難行動や避難の際の携行品について確認する。

(2) 行政区（自主防災組織役員）（詳細別紙2）

ア 訓練場所

行政区ごと定められた一時避難場所

行政区ごと定められた地震災害時の指定避難所

イ 訓練内容

(ア) 消防団との連携確認

行政区の一時避難場所、消防団の団波無線を使用した安否情報報告を実施する。

(イ) 安否情報伝達訓練

指定避難所で、行政区の安否情報報告を実施する。

(3) 消防団 (詳細別紙 3)

ア 訓練場所

管内行政区で定められた一時避難場所

管内行政区ごと定められた地震災害時の指定避難所

イ 訓練内容

(ア) 管内行政区との連携確認

行政区の一時避難場所で、消防団波無線を使った安否情報報告を実施する。

(イ) 広報活動、避難誘導

管内行政区の避難先となる指定避難所にて、避難誘導の確認を行う。

(4) 市職員 (詳細別紙 4 及び別紙 4-2)

ア 訓練場所

笛吹市役所本館、保健福祉館、市民窓口館、各支所等

※全ての訓練は「笛吹市総合防災訓練タイムスケジュール」(別紙 5)に基づくものとする。

5 訓練の保険

市が全市民を対象とした防災訓練時の保険に加入済み。

令和 2 年度笛吹市総合防災訓練 笛吹市民防災訓練実施計画

1 訓練目的・内容

大規模地震発生時、最も大切なことは自分の身を守ることです。今年度の総合防災訓練では、地震発生直後に行う「安全確保行動（シェイクアウト）」を、訓練開始の防災行政無線放送に合わせて行ってください。

例年では、その後に地区ごとに決められた一時避難場所に避難し、区内の安否確認を行います。新型コロナウイルス感染防止のため、今年度は実施いたしません。

今年度は、それぞれのご家庭で災害発生後の避難の流れ、避難時の携行品について確認を行ってください。

2 訓練日時

令和 2 年 8 月 30 日（日） 午前 8 時 30 分～12 時 00 分（雨天決行）

※午前 8 時 30 分に防災行政無線で訓練開始放送（サイレン放送）を行います。

※原則として雨天決行ですが、災害が発生した場合及び台風接近等で災害が発生する恐れがある場合は中止とし、防災行政無線でその旨放送します。

3 訓練想定

8 月 30（日）午前 8 時 30 分頃、南海トラフ沿いを震源とする M7.0 の大規模地震が発生。笛吹市では震度 6 弱を記録するなど、山梨県内でも甚大な被害が発生した想定で訓練を行います。

4 訓練内容

(1) 安全確保行動（シェイクアウト）訓練

下記の【安全確保行動】を実施してください。

①ドロップ：姿勢を低く！

②カバー：体・頭を守って！

③ホールド・オン：揺れが収まるまでじっとして！



(2) 災害発生後の避難の流れ、避難時の携行品について

広報ふえふき 8 月号と同時配布の、「災害発生時の避難方法について」を参照してください。

※地震災害時と風水害時で、避難する指定避難所が変わる行政区もあるため、必ず確認してください。

令和 2 年度笛吹市総合防災訓練 行政区（自主防災組織）防災訓練実施計画

1 訓練目的・内容

大規模地震発生時、行政区（自主防災組織）に期待される役割は、地域の安否確認と市への情報伝達、地域での助け合いです。

例年の総合防災訓練では、行政区ごとに決められた一時避難場所に避難し、区内の安否確認を行います。新型コロナウイルス感染防止のため、今年度は行政区役員数名にて安否確認の方法と市への情報伝達方法を確認してください。

2 訓練日時

令和 2 年 8 月 30 日（日） 午前 8 時 30 分～12 時 00 分（雨天決行）

※午前 8 時 30 分に防災行政無線で訓練開始放送（サイレン放送）を行います。

※原則として雨天決行ですが、災害が発生した場合及び台風接近等で災害が発生する恐れがある場合は中止とし、防災行政無線でその旨放送します。

3 訓練想定

8 月 30（日）午前 8 時 30 分頃、南海トラフ沿いを震源とする M7.0 の大規模地震が発生。笛吹市では震度 6 弱を記録するなど、山梨県内でも甚大な被害が発生した想定で訓練を行います。

4 訓練内容

※「笛吹市民防災訓練実施計画」にある訓練を各自実施した後、行政区の防災訓練を行ってください。

(1) 消防団との連携確認

行政区の一時避難場所で、地元消防団に行政区の安否情報等を伝え、消防団波無線を使用した安否報告を行ってください。（無線通信は消防団員が行います。）

また、区の防災備品の確認・点検も実施してください。

(2) 安否情報伝達訓練

指定避難所で、市職員に行政区の安否情報等を報告してください。

※訓練で報告していただく安否情報については、事前に報告のための数字をお渡しします。

5 その他

指定避難所では、施設管理者と市職員による、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた、ソーシャルディスタンスを確保した避難スペースのレイアウトを作成しております。安否情報の報告後にご確認ください。

行政区によっては、災害種別により指定避難所が変わる区があります。地震災害時の指定避難所のみならず、風水害時の指定避難所についても、避難経路等を確認してください。

令和 2 年度笛吹市総合防災訓練 笛吹市消防団防災訓練実施計画

1 訓練目的・内容

大規模地震発生時、消防団には自主防災組織と連携した災害対応、住民の避難誘導や初期消火等、地域防災の要として組織立った活動が求められます。

今年度の総合防災訓練では、行政区の一時避難場所にて区からの安否情報を消防団波による報告を行います。その後、行政区ごと定められた指定避難所まで移動し、災害時の避難誘導を行うための避難経路や危険箇所の確認を行います。

2 訓練日時

令和 2 年 8 月 30 日（日） 午前 8 時 30 分～12 時 00 分（雨天決行）

※午前 8 時 30 分に防災行政無線で訓練開始放送（サイレン放送）を行います。

※原則として雨天決行ですが、災害が発生した場合及び台風接近等で災害が発生する恐れがある場合は中止とし、防災行政無線でその旨放送します。

3 訓練想定

8 月 30（日）午前 8 時 30 分頃、南海トラフ沿いを震源とする M7.0 の大規模地震が発生。笛吹市では震度 6 弱を記録するなど、山梨県内でも甚大な被害が発生した想定で訓練を行います。

4 訓練内容

(1) 行政区との連携確認

行政区の一時避難場所で、行政区からの安否情報等を消防団波無線で分団本部に報告してください。

(2) 広報活動・避難誘導の確認

地震災害における指定避難所を確認し、一時避難場所から指定避難所までの避難誘導経路、危険箇所を確認してください。

※訓練で報告していただく安否情報については、事前に報告のための数字をお渡しします。

5 その他

指定避難所では、施設管理者と市職員による、避難スペースの新型コロナウイルス感染防止対策用レイアウトを作成しております。

安否情報の報告後、避難スペースのレイアウトについてもご確認ください。

行政区によっては、災害種別により指定避難所が変わる区があります。地震災害時の指定避難所のみならず、風水害時の指定避難所についても、避難経路等を確認してください。

令和 2 年度笛吹市総合防災訓練 笛吹市職員防災訓練実施計画

1 訓練目的・内容

市は、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の計画を作成し、法令と計画に基づきこれを実施する責務を負っています。

今年度の総合防災訓練においては、大規模地震発生直後の初動対応を中心に据え、災害対策本部体制の構築、情報収集・伝達と共有を強化すべく、全職員による訓練を実施します。

2 訓練日時

令和 2 年 8 月 3 0 日(日) 午前 8 時 3 0 分～1 2 時 0 0 分 (雨天決行)

※午前 8 時 3 0 分に防災行政無線で訓練開始放送(サイレン放送)を行います。

※原則として雨天決行ですが、災害が発生した場合及び台風接近等で災害が発生する恐れがある場合は中止とし、職員参集メールでその旨を通知します。

3 訓練想定

勤務日の午前 8 時 3 0 分頃、南海トラフ沿いを震源とする M7. 0 の大規模地震が発生し、笛吹市では震度 6 弱を記録するなど、山梨県内でも甚大な被害が発生した想定で訓練を行います。

庁内の電気系統は非常用電源で維持されており(コンセント部分が赤い G 回線のみ)、通信回線は庁舎間ネットワークが活着しているものの(LGWAN、IP 電話)、外部との電話回線は輻輳し途絶している状態とします。

4 訓練内容

(1) 安全確保行動と災害対策本部体制の立ち上げ

揺れに対する安全確保行動を行うとともに、来庁者への安全確保の呼びかけ等、平日の業務時間に被災したことを想定した対応を行います。

(2) 各部・班による応急災害対応活動の実施

笛吹市災害対策本部体制における部局ごと、地震災害における応急災害対応活動を実施します。

※各部・班の訓練内容は、別途個別に計画を作成します。

令和 2 年度笛吹市総合防災訓練 笛吹市職員防災訓練詳細

1 訓練目的

現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況において、指定避難所開設・運営については、「三密」を避け、避難者間の距離（ソーシャルディスタンス）を確保し、感染者対策を徹底することが求められています。そのため、指定避難所にかかる事務の比重は増大しており、それに伴い、各班の応急災害対応業務についても精査し、必要なタイミングで、必要な場所に職員を配置する必要があります。

今年度の総合防災訓練では地震災害発生直後を想定し、新型コロナウイルス感染防止対策を施した指定避難所の開設・運営、避難所事務対応職員を除いた各班の災害応急対応事務、災害対策本部構築を行い、災害初動期の対応向上を目的とします。

2 訓練日時

令和 2 年 8 月 30 日(日) 午前 8 時 30 分～12 時 00 分（雨天決行）

※午前 8 時 30 分に防災行政無線で訓練開始放送（サイレン放送）を行います。

※原則として雨天決行ですが、災害が発生した場合及び台風接近等で災害が発生する恐れがある場合は中止とし、職員参集メールでその旨を通知します。

3 訓練想定

勤務日の午前 8 時 30 分頃、南海トラフ沿いを震源とする M7.0 の大規模地震が発生し、笛吹市では震度 6 弱を記録するなど、山梨県内でも甚大な被害が発生した想定で訓練を行います。

庁内の電気系統は非常用電源で維持されており（コンセント部分が赤い G 回線のみ）、通信回線は庁舎間ネットワークが生きているものの（LGWAN、IP 電話）、外部との電話回線は輻輳し途絶している状態とします。

職員個人が保有する携帯端末は使用可能とし、災害情報を共有するためのシステム（統合型 GIS）は使用できる想定とします。

4 訓練内容

(1) 全職員共通

ア 安全確保行動の実施、住民の避難誘導、屋外への避難

勤務時間での被災を想定しているため、職員は安全確保行動を行うとともに、来庁者の安全確保に努め、余震等に注意しながら建物の外へと避難します。

イ 建物危険度チェック、災害対策本部体制への移行、災害応急対応

庁舎外へ避難した後、各課で安否確認を実施するとともに、庁舎の管理を行う課については、庁舎が使用可能かの応急チェックを実施します。

本部長から、災害対策本部体制移行が宣言された後、各班による応急災害対応を実施します。

(2) 各班による応急災害対応

ア 指定避難所

指定避難所管理職員は、避難所開設マニュアルに従い、指定避難所の開設準備に取り掛かります。

イ 各班

災害対策本部体制の各班については、班長を中心に、避難所管理職員を除く班員による応急災害対応を実施します。

班によっては、残った班員数によっては実施できない応急災害対応も出てくるため、応急災害対応の優先度を本訓練で判断することとします。

ウ 統括局

被害情報、安否情報等の収集、集約を行い、災害対策本部会議に諮る事案についてはその準備を、各班で応急対応すべき事案については情報伝達を行います。

また、統合型 GIS を使用した全職員及び外部関係機関との情報共有体制の構築を行います。

エ 災害対策本部

統括局により災害対策本部会議に諮られた事案について議し、応急災害対応に関する方針を決定します。

5 今後のスケジュール

職員向けの説明会は以下のスケジュールで予定しております。

7月下旬 班長向け説明会

8月上旬 避難所管理職員向け説明会

8月上旬 現地活動拠点支部向け説明会

8月中旬 本部員向け説明会

※御都合のよろしい日時に個別で伺います。

令和2年度笛吹市総合防災訓練タイムスケジュール

時間	状況想定	本部員	統括局	現地活動拠点支部	各班	避難所管理職員	消防団	行政区（自主防災組織）	家庭	
8:00	職員参集									
8:30	震度6弱の地震発生	職員参集メールで訓練開始						防災行政無線による訓練開始の放送		
9:00	●南海トラフ沿いを震源とするM7.0の地震 ●市内のインフラ、住家等にも被害が発生している模様 ●上水道は施設破損により使用不能 ●固定電話は輻輳、断線しており、携帯電話も輻輳している ●市内はすべて停電	《安全確保行動訓練》 8:30～ ・「安全確保行動（シェイクアウト）」を実施し、自分の身を守る。 ・災害対策本部体制に移行	《安全確保行動訓練》 8:30～ ・「安全確保行動（シェイクアウト）」を実施し、自分の身を守る。 ・災害対策本部体制に移行	《安全確保行動訓練》 8:30～ ・「安全確保行動（シェイクアウト）」を実施し、自分の身を守る。 ・災害対策本部体制に移行	《安全確保行動訓練》 8:30～ ・「安全確保行動（シェイクアウト）」を実施し、自分の身を守る。 ・災害対策本部体制に移行	《安全確保行動訓練》 8:30～ ・「安全確保行動（シェイクアウト）」を実施し、自分の身を守る。 ・災害対策本部体制に移行	《安全確保行動訓練》 8:30～ ・「安全確保行動（シェイクアウト）」を実施し、自分の身を守る。	《安全確保行動訓練》 8:30～ ・「安全確保行動（シェイクアウト）」を実施し、自分の身を守る。 《避難行動や携行品の確認》 8:35～ ・災害種別の指定避難所の確認、避難時の携行品を確認する。		
		《災害応急対応訓練》 8:45～	《災害応急対応訓練》 8:45～ ・災害対策本部の設置	《災害応急対応訓練》 8:45～ ・統括局との情報伝達の実施 ・避難所管理職員に開設用物品の配布	《災害応急対応訓練》 8:45～ ・参集状況の確認、報告 ・班長を中心とした、応急災害対応活動	《災害応急対応訓練》 8:45～ ・配備された指定避難所が属する支所に向かう	・詰所に参集し、団員の参集状況を分団に報告 ・管内行政区の一時避難所へ向かう			
		・第1回災害対策本部会議	・情報伝達訓練（統括局⇄支部） ・情報伝達訓練（統括局⇄各部）	・消防団からの情報伝達		・指定避難所開設に係る物品を受け取り、指定避難所の開設に向かう ・指定避難所の開設 ・指定避難所の備品確認 ・開設報告（無線または特設公衆電話） ・感染症対策用の避難所レイアウトの作成	《行政区との連携確認》 9:15～ ・行政区の一時避難場所、団波無線を使用し、分団へ行政区の安否情報を報告 ・行政区の防災備品、備善品の確認		《消防団との連携確認》 9:15～ ・行政区の一時避難場所で、消防団の団波無線を使用した安否情報の報告 ・行政区の防災備品、備善品の確認	
10:00				・指定避難所から届く安否情報等を統括局に報告		・行政区からの安否情報を支部に報告 ・行政区からの被害情報を報告	《指定避難所へ安否情報報告》 10:00～ ・行政区役員と、指定避難所に移動 ・行政区の一時避難場所から指定避難所までの避難経路、危険個所を確認 ・指定避難所内のレイアウト等の確認 （災害種別に指定避難所が変わる行政区については、風水害用の指定避難所に移動し、そちらのレイアウトについても確認する）	《指定避難所へ安否情報報告》 10:00～ ・行政区の安否情報を、指定避難所の市職員に報告 ・指定避難所のレイアウト等の確認 （災害種別に指定避難所が変わる行政区については、風水害用の指定避難所に移動し、そちらのレイアウトについても確認する）		
11:00		・第2回本部員会議開催	・第2回本部員会議開催			・避難所閉鎖 （対象行政区からの報告が終了した時点で開始）	・上記終了後は、各分団の指示に従う			
12:00		訓練終了	訓練終了	訓練終了	訓練終了	訓練終了	訓練終了	訓練終了	訓練終了	